

## 宮崎県漁業共済組合 組合長理事 矢部 廣一



明けましておめでとうございます。

常日頃より、漁業共済（ぎょさい）事業につきましては、温かなご支援とご協力を賜わり厚く御礼申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染拡大の影響から、さまざまな社会混乱と危機感をもたらされ、日常生活の大きな変化を余儀なくされた一年となりましたが、皆様におかれましては、気持ちも新たに新年をお迎えのことと拝察申し上げます。

さて、平成23年4月からスタートした国の「漁業収入安定対策事業（積立ぶらす）」は、計画的に資源管理（漁獲）又は漁場改善計画（養殖）に取り組む漁業者を対象として、“ぎょさい制度”の仕組みを活用して実施されていることは、皆様もご承知のことと存じます。

本県で見ますと、積立ぶらすへの漁業者の認識は年々深まり、令和元年度実績では、漁業者の積立は、件数463件・申込額9億47万円にも増大しており、また一方、漁業者への払戻は、件数228件・金額8億6,412万円で、この9年間を通算すると37億496万円もの払戻（漁業者：1、国：3の割合）となっております。

現在、国では、改正漁業法のもとで、漁業者の経営安定を図るためのセーフティーネットとして「漁業収入安定対策の機能強化と法制化」が水産政策の改革の一環として、検討が進められております。

私ども漁業共済団体では、加入運動として『ぎょさい普及推進全国運動』を展開しておりますが、本県では、推進計画として契約高を表す「共済金額210億円」を掲げ、引き続き“契約割合の引上げ”“補償の厚いてん補方式での加入”を促進し、目標金額の完全達成に向け、残す3ヶ月普及推進活動に邁進いたしますとともに、今後とも行政機関・漁協系統団体との一層の緊密な連携を図りながら、積極的に取り組んでまいり所存でございます。

漁業共済事業は、不漁や災害時などに対して共済金をお支払いすることで、漁業経営の安定に役立っている制度であることは申すまでもありませんが、制度発足から今日まで、全国の漁業者に支払われた共済金は7,332億円に達し、本県では、漁業者が負担された掛金89億円に対して、122億円もの共済金を支払っておりますことこそが、その証でもあることから「ぎょさい」の果たす役割は、一段とその重要性を増してきていることを実感しております。

今後とも、県下の漁業者の方々が安心して漁業経営が続けられるよう、「漁業共済」と「積立ぶらす」に幅広くご加入してくださることを願っております。

終わりに、皆様のご健勝と航海の安全・大漁を心からご祈念申し上げます。